

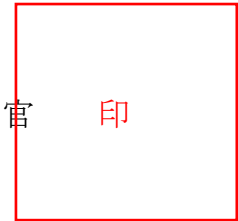
規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ参考資料一覧

参考 1	海面利用に関するガイドライン案について.....	1
参考 2	資源管理について.....	27
参考 3	沿岸漁場の利用状況調査について.....	31

元水管第 号  
令和元年 月 日

都道府県知事 殿

水産庁長官 印



## 改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が第 197 回国会において成立し、令和 2 年〇月〇日から施行されることとなった。これに伴い、漁業の免許をはじめとする自治事務についても見直しが見られるところである。

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っている。特に沿岸水域においては、多種多様な水産物が様々な漁業種類により水揚げされているが、一方では、人口減少社会を迎える中、利用度が低下している漁場も見られるようになり、一層の海面の有効活用を図ることが課題となっている。

このため、改正法においては、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない水面において新たな漁業権の設定に努めることとしたところである。

こうしたことから、各都道府県等による海面利用制度等の運用に当たっては、下記の事項に留意することが必要であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、別添「海面利用制度等に関するガイドライン」を制定し、改正法の施行日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に努められたい。

### 記

- 1 漁場を適切かつ有効に活用するとは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいい、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 91 条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後に改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているといえること。
- 2 現に漁業権が存しない水面については、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で新たな漁業権を設定し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力すること。
- 3 漁業権者の資源管理の状況等の報告や漁業生産力の発展計画について、報告事項の例示やまとめた形式で作成できることを示すなどしたので、漁業者や漁業協同組合等にとって過度な負担とならないよう工夫できること。

## 海面利用制度等に関するガイドライン

### 第1 海面利用制度等の趣旨

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っている。特に沿岸水域においては、多種多様な水産物が様々な漁業種類により水揚げされ、各地の消費者に対して供給されている。また、魚種の特性や水揚げ状況等を踏まえた品質維持・向上等の取組が行われ、漁業者の所得向上にも寄与している。

他方、人口減少社会を迎える中、沿岸水域においては、利用度が低下している漁場も見られるようになり、今後は、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規の漁場の確保・有効活用を含め、一層の海面の有効活用を図る必要がある。

こうした状況に対応するためには、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の意見を聴いた上で、その利用を確保しつつ、協業や地域内外からの参入を含め、水面の総合的な利用を図ることが必要である。

このため、今般の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の改正においては、漁業の免許をはじめとする海面利用に関する基本的制度を見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようにするものである。

本ガイドラインは、このように海面利用に関する制度が適切に運用されるように制定するものである。内水面についても、基本的な考え方は海面と同様であることから、本ガイドラインを参考とされたい。

### 第2 責務

法第6条において、国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するとされている。この規定は、国及び都道府県が、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図ることで、漁業生産力の発展に向けて積極的に対応することを求めている。

このため、国及び都道府県は、関係者との十分な議論を行い、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れていくとともに、当事者間の話し合いの場を設定し、論点を明らかにしながら協議を促進し、紛争の防止やその解決に責任をもって取り組むものとする。

### 第3 海区漁場計画

#### 1 基本的な考え方

都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画（内水面については、内水面漁場計画）を定めるものとされている（法第62条第1項及び第67条第1項）。

この海区漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度を合わせた全体計画として作成するものである。

現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成する必要がある。

また、現に漁業権が存しない水面（いわゆる「新規漁場」等）については、漁場条件の調査を行うとともに、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で新たな漁業権を設定し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力することが必要である。

なお、海区漁場計画の作成に当たっては、改正前の法の考え方と同様に、免許予定日までに手続が間に合うよう留意されたい。

## 2 海区漁場計画の作成

海区漁場計画は、海面の総合的な利用を推進する観点から、漁場を利用しようとする者などの関係者の意見を聴き、透明性の高いプロセスの下で定める必要がある。

(1) それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること（法第 63 条第 1 項第 1 号）。

「漁業調整」とは、法第 36 条第 2 項で定めるとおり、特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいい、漁業権の設定に当たっては、他の漁業・漁業者の操業に支障を与えることにならないようにしなければならない。

また、漁業と漁業以外の公益との調整については、改正前の法の運用の考え方を引き継ぐものとし、漁場計画の樹立について（平成 24 年 6 月 8 日付け 24 水管第 684 号水産庁長官通知）第一の二の（2）のとおり、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他土地収用に関する特別法により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供する場合は、ここでいう「公益」に該当するが、地域開発計画による単なる工場誘致のための埋立てであって土地収用法の対象とならない事業等の用に供する場合は、ここでいう「公益」には該当しないので、いわゆる公益と認められるものの範囲を限定的に考えるべきである。

(2) 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項（漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期）が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること（法第 63 条第 1 項第 2 号）。

ア 「適切かつ有効」に活用

「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、行使者数のみをもって判断することは適当ではない。漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

例えば、漁場の一部を利用していない場合であっても、それが資源の回復や漁場の

潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合のほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、又は操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない場合等、合理的な理由に基づく場合は「適切かつ有効」に活用されているといえる。

また、法第 91 条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。

一方、「適切かつ有効」に活用されていない場合としては、法令違反行為の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合等が想定される。なお、指導又は勧告の判断に資するよう、確認項目の例を示したチェックシート（別紙 1）を添付するので、運用における参考にされたい。

#### イ 「おおむね等しい」

「おおむね等しい」とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定している。

「おおむね等しい」と認められるか否かについては、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業権者が、従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することが適当と考えられる。

したがって、漁場の環境変化等を踏まえて、漁業権の対象となる漁場の位置や規模を調整する場合や、対象となる水産動植物を変更するが従来と同様の漁具を使用する場合等は、「おおむね等しい」と認めて差し支えない。

(3) 漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果（利害関係人からの意見聴取）に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること（法第 63 条第 1 項第 4 号）。

区画漁業権を新たに設定する場合や従来の漁業権者が利用しなくなった場合については、漁業協同組合が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用することが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合がある。このような場合には、都道府県知事は、海区漁場計画の作成段階において、団体漁業権として設定することとなる。

「漁業生産力の発展に最も資する」か否かについては、短期的な生産量や生産額のみで判断することは適当ではない。長期的な漁業の継続性や地域の漁業への波及効果も含めて総合的に判断することが適当と考えられる。

団体漁業権として区画漁業権を設定することが、「漁業生産力の発展に最も資する」と認められる場合としては、例えば、①多数の組合員に個別に免許することにより漁場の細分化や漁場利用の固定化を招き、漁業生産力の発展に支障を及ぼす場合、②複数の区画漁業権が重複して設定される際に利用者間を調整し、水面の立体的利用を可能とする場合、③漁場の利用とあわせて漁業協同組合による販路拡大、新規就業対策等を含めた総合的な取組により地域経済の発展に資する場合等が想定される。

### 3 海区漁場計画の作成の手続

都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定め

るところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない（法第 64 条第 1 項）。

これは、都道府県知事が水面の総合的な利用を促進するためには、関係する漁業者の意見を聴取することはもちろんのこと、これに加え、海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要であるからである。「利害関係人」については、地域の実情に応じ、漁業を営む又は営もうとする都道府県外の漁業者等も含まれるが、漁業法施行規則（令和元年農林水産省令第〇号。以下「施行規則」という。）第 22 条第 2 項の規定に基づき利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要がある。

このような趣旨を踏まえ、都道府県知事は、その手続の透明性・公平性を確保することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要がある。意見の聴取に当たっては、意見の提出方法、提出期限、提出先等、意見の提出に必要な事項を広く周知するため、あらかじめ、施行規則第 22 条第 1 項の規定に基づきインターネット等により公表することが必要である。また、法第 64 条第 2 項の規定に基づき聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならないとされており、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じてインターネット等を利用して具体的に公表することが適当である。

なお、法第 63 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、海区漁場計画の要件として、適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときは、当該漁業権が団体漁業権として設定されていることとされている。当該海区漁場計画の作成の際、漁業協同組合等が当該団体漁業権に関して、総会又は総会の部会の特別決議等を行って意見を集約した場合には、その意見を当該漁業協同組合等の意見として取り扱われたい。

#### 4 海区漁場計画の変更

都道府県知事が、海面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、漁場利用の変化、社会経済的状況や海況の変化に応じて海区漁場計画を検討し、見直すことは重要である。検討や見直しの結果、定置漁業権から区画漁業権への転換等の利用方法の変更、漁業の種類追加、漁業時期の延長等を行うに当たっては、現状の漁業権の設定状況、漁場の活用状況や安定的な漁場利用の観点を踏まえ、関係者と紛争が生じないように調整を図り、海区漁場計画を変更することとなる。

#### 5 その他

構造改革特別区域法第 28 条の 2 における酒税法の最低製造数量基準の特例について、特区の周辺の漁場の区域内において養殖される海藻等を使って酒類を製造する場合には、海区漁場計画の「漁業権の設定に関し必要な事項」の中に、個別漁業権の関係地区を記載し、これを明らかにするよう留意されたい。あわせて、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 1 項等の規定により改正後の法の免許とみなされる改正前の法の漁業の免許で定められている地元地区又は関係地区は、法第 62 条第 2 項第 1 号に規定する関係地区と解するものとする。

## 第4 漁業権

### 1 漁業の免許

法第73条第2項第1号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第73条第2項第2号）。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然と考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

なお、漁業権を有する者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有していることから、漁場を活用しなくなった場合においても、その後の持続的な生産活動に支障を及ぼさないようにすべきであり、免許の際、関係者に対し、撤退時等の対応も含めて都道府県知事が責任を持って必要な助言・指導を行うことが適当である。

### 2 資源管理の状況等の報告

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認めて免許されるものであり、漁業権者は、その有する漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用する責務がある。このため、免許権者である都道府県知事が漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要がある。

このため、法第90条第1項及び施行規則第28条の規定に基づき、漁業権者は、1年に1回以上、資源管理の状況、漁場の活用状況等について都道府県知事に報告するものとされている。

漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、報告事項としては次のようなものが考えられる。

#### (1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する自主的な取組の実施状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する自主的な取組の実施状況

#### (2) 漁場の活用状況

##### ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額

3 指導及び勧告

法第61条の規定に基づき、都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならないとされている。

このため、都道府県知事は、漁業権者が次の（1）又は（2）に規定する状態にあると認めるときは、当該漁業権者に対して、法第91条第1項の規定に基づき、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し、その指導に従っていないと認めるときは、法第91条第2項の規定に基づき、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべき旨を勧告するものとされている。また、都道府県知事は、勧告をした者が、その勧告に従わないときは、法第92条第2項第2号の規定に基づき、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

なお、指導又は勧告の判断に際しては、確認項目の例を示したチェックシート（別紙1）を添付するので、運用における参考にされたい。

(1) 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき（法第91条第1項第1号）。

「他の漁業者が営む漁業生産活動に支障を及ぼしているとき」とは、例えば、漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき等が想定される。

「海洋環境の悪化を引き起こしているとき」とは、例えば、過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき等が想定される。

(2) 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき（法第91条第1項第2号）。

「合理的な理由」とは、第3の2(2)アに掲げるように、例えば、資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、又は操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できないとき等が想定される。

4 漁業生産力の発展に関する計画



法第 74 条第 2 項の規定に基づき、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画（以下単に「計画」という。）を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされている。都道府県は、以下の点に配慮した取組が適切に実施されるよう、関係する漁業協同組合等に対し、必要な助言・指導を行うことが適当である。

#### (1) 計画の作成（別紙 2）

漁業協同組合等が計画を作成するに当たっては、組合員行使権者が計画的に漁場を利用し、団体漁業権の適切な管理を通じて地域における漁業生産が持続的に行われるよう、計画の取組内容が創意工夫あるものとするのが適当である。

また、計画においては、その計画の対象となる全ての漁業権を明らかにする必要があるが、対象となる魚種、漁業の種類、漁場の活用状況等を勘案し、複数の団体漁業権を有する漁業協同組合等が複数の漁業権をまとめた形式で作成することも可能とする。

計画については、総会、総代会又は総会の部会の決議を経ることが適当である。その際、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 48 条第 1 項第 3 号に規定する毎事業年度の事業計画に関する決議に併せて行うなど、手続を工夫することは可能である。また、計画を作成した場合には、団体漁業権を管理する者として、例えば、ホームページに作成した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

#### (2) 計画の内容及び期間

計画は、地域の実情に合わせ、「将来の自分たちのあるべき姿」、「取り組むべき課題」等について、自ら考えていくきっかけとなるものである。地域の実情に即しつつ、組合員の漁業所得の向上、若い組合員の参画、技術や経験の伝承、資源管理の推進等に資する方法を計画の内容とすることが適当である。また、第 5 種共同漁業権については、増殖が義務付けられていることから、種苗生産、放流等による水産動植物の増殖を効果的に実施する方法など、実態を踏まえた計画の内容となるよう留意されたい。

計画の実施期間については、団体漁業権を有する漁業協同組合等が作成する計画であり、計画の実施状況が効果的に点検できるよう、免許期間に合わせるものが適当である。

#### (3) 計画の点検

漁業協同組合等は、施行規則第 26 条第 3 項の規定に基づき、1 年に 1 回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとされている。

点検については、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関のいずれかにおいて履行状況の確認や妥当性の評価を行い、その結果を都道府県知事に提出するとともに、理事会その他これに準ずる意思決定機関において点検を行った場合には、総会、総代会又は総会の部会に報告するよう指導を行うものとする。

点検の結果、計画の変更を要する場合には、計画の作成時と同様の手続によるとともに、作成時と同様に、自らのホームページに変更した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

ただし、軽微な計画の変更の場合は理事会その他これに準ずる意思決定機関で決定しても差し支えない。

## 第5 漁業権行使規則

法第106条第3項第3号に定めるとおり、今回の改正により、新たに、漁業権行使規則等に規定する事項として、その有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合に漁業協同組合等が組合員行使権者に金銭を賦課するときはその額が追加され、当該賦課する額を含め、漁業権行使規則等は、これまでと同様、同条第7項の規定に基づく都道府県知事の認可の対象とされている。改正法の施行の際、現に都道府県知事の認可を受けている漁業権行使規則及び入漁権行使規則（以下「漁業権行使規則等」という。）については、改正法附則第12条の規定に基づき新法の認可を受けたものとみなされる。

このため、次回の免許の切替えまでは改正された事項について漁業権行使規則等に盛り込む必要はないが、同規則等の内容を変更するときは、変更手続を行う必要がある。

## 第6 行使料その他の金銭徴収

### 1 行使料の基本的な考え方

漁業協同組合等が有する団体漁業権をその組合員が行使する場合、漁業協同組合等は、行使者である組合員に対し、当該漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収することができるが、その内容について組合員の理解を得つつ定める必要がある。

行使料は、法第106条第7項の規定に基づき、知事の認可を受けた行使規則により徴収される必要がある。また、水産業協同組合法第22条第1項及び第48条第1項第4号の規定に基づき、定款の定めるところにより、その額及び徴収方法について総会の決議を経る必要がある。

都道府県においては、漁業権行使規則の認定時のみならず、行使料の収納及び管理についても透明性及び合理性が確保されるよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

### 2 行使料の内容

行使料の内容として合理性があるものとしては、当該漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等、直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等の間接的な経費が挙げられる。

一方、行使料に含めることが妥当でないものとして、例えば、以下のものが挙げられる。

#### ① 実施されていない役務に対する金銭徴収

実際には漁場の監視を行っていないにもかかわらず監視料を積算するなど、不要の経費を含めるもの。

#### ② 支払金の名目と実際の使途が異なる金銭徴収

団体漁業権ではないにもかかわらず行使料の支払いを求めるなど、行使料の名目と実態が異なるもの。

#### ③ 内容が合理的でない金銭徴収

合理的な理由なく他の組合員と比べて不当に高い行使料を徴収するなど、行使料の内容が合理的でないもの。

### 3 行使料の算定

行使料の算定に当たっては、漁業権の管理に要する経費を踏まえつつ、人件費、旅費、消耗品費、漁場監視に係る船舶の維持・管理費等、役務に係るコストを把握した上で金額を提示し、地域の実情に即した漁業及び養殖業が円滑に行われるよう関係者の相互理解を十分に図り、金額を設定することが適当である。なお、必ずしもコストが明らかにならない場合であっても、面積割、生産量、生簀の台数等、合理的な費用の算出を行う必要がある。

この場合、例えば、行使者が費用の妥当性を確認できる算定根拠と金額を明示した上で総会に諮るとともに、閲覧できるよう関係資料を備え付けておくなど、透明性を確保する必要がある。

#### 4 その他の金銭徴収

公共水面を立体的・重複的に利用する漁業や養殖業については、漁業種類間や他の海面利用との間での調整が不可欠であることから、一般的に地元の漁業者を組合員とする漁業協同組合等の役職員が必要な調整を行って対処している。また、漁業協同組合等は漁場環境維持や漁場監視などの漁場において漁業を営むに当たって必要となる取組を行っている。これらの実施に当たっては漁業協同組合等において一定の経費が発生し、組合員以外の者も含む海面利用者に対し、応分の負担を求める必要が生じる場合もある。

漁業協同組合等が海面利用者からこのような応分の負担を求めるために金銭を徴収するに当たっては、書面によることとし、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、かつ、その収納及び管理についても透明性・公平性が確保される必要がある。また、徴収する趣旨に合致する適切な名目を整理する必要がある。

したがって、都道府県においては、以下に掲げるような金銭徴収は行わないよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

- ① 実施されていない役務に対する金銭徴収
- ② 支払金の名目と実際の使途が異なる金銭徴収
- ③ 支払金の内容が合理的でない金銭徴収

### 第7 沿岸漁場管理

#### 1 基本的な考え方

法第62条第2項第2号及び第109条の規定に基づき、都道府県知事は、海区漁場計画において、水産動植物の生育環境の保全等のため保全活動を実施すべき漁場を保全沿岸漁場として設定し、当該保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合等、一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により沿岸漁場管理団体として指定することができる。

なお、漁場の保全活動を本制度によらず漁業協同組合等の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能である。

#### 2 沿岸漁場管理規程の内容

沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない（法第111条第1項）。

都道府県においては、透明性かつ合理性のある沿岸漁場管理規程が作成されるよう、別紙3の沿岸漁場管理規程例を参考に、適切に助言又は指導することが適当である。

### (1) 保全活動に要する費用

法第 111 条第 2 項第 8 号の規定に基づき、沿岸漁場管理団体が、受益者から保全活動に要する費用の一部を徴収しようとするときは、透明性を図る観点から、その額、算定の根拠及び用途を沿岸漁場管理規程に定める必要がある。

ここでいう「受益者」には、保全活動により保全沿岸漁場において利益を受けることが見込まれる者のうち、沿岸漁場管理団体の構成員たる活動従事者は含まれない。漁業協同組合等が沿岸漁場管理団体である場合、その組合員は、通常、漁業協同組合等が実施する活動を踏まえた賦課金等を既に負担していることから、保全活動に関する費用の算定根拠等を改めて管理規程に定め、負担させる必要はない。

また、第 6 の行使料における考え方等を踏まえ、当該費用の収納及び管理についても透明性及び合理性が確保されるようにする必要がある。

### (2) 保全活動への協力のあっせん

沿岸漁場管理団体は、法第 113 条の規定に基づき、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあっせんをすべきことを求めることができる。

「あっせん」とは、話し合いが円滑に行われるようにその機会を用意すること等であり、都道府県においては、保全活動が漁業者等の自主的な活動であることを尊重し、あくまでも自主的な解決が図られるよう配慮すべきである。

## 3 沿岸漁場管理規程の認可

沿岸漁場管理規程の認可の申請は、例えば、漁業協同組合等が行う場合には、水産業協同組合法第 48 条第 1 項第 11 号の規定に基づく総会又は総代会の決議を経て行う必要があるため、免許の申請と同時に行うことが適当と考えられる。

都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の認可をしたときは、法第 111 条第 6 項及び施行規則第 32 条の規定に基づき、沿岸漁場管理団体の名称等に併せて認可をした沿岸漁場管理規程を公示しなければならない。

## 第 8 海区漁業調整委員会等

### 1 委員の選任

#### (1) 委員選出の基本的な考え方について

今回の法改正において、法第 138 条第 1 項で定めるとおり、委員の選出方法が公選制から議会の同意を要件とする都道府県知事の任命制に変更された。このため、漁業者又は漁業従事者を主体とした海区漁業調整委員会の役割の重要性が今後も増していくことを踏まえ、その職務を適切に行うことができる者がより透明なプロセスを経て選出されるようにする必要がある。

また、これまで漁業者・漁業従事者委員の定数が法定されているなど、委員構成の変更が行いにくかったところであるが、今回の法改正により、地域の実情に応じて、一定の範囲内で委員の上限を変更することができるとともに、地域別や業種別など委員の内訳も実情に応じて定められることとなった。従来に比べて柔軟な委員構成が可能となっており、水面の総合利用や中長期的な漁業の活性化といった観点から、漁業種類や操業区域、年齢や性別にも著しい偏りが生じないよう配慮して幅広く委員を選任することが

期待される。

## (2) 推薦・募集の開始

都道府県知事は、法第 139 条の規定に基づき委員の任命を行うに当たっては、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をし、結果を公表・尊重しなければならない。

この際、委員選任案の同意を行う都道府県議会又はその議員が推薦を行うことは、委員の選出にあたって著しく公平性・透明性を欠くものであり、認められない。

## (3) 推薦・募集の期間及び推薦・応募状況の公表

推薦・募集の期間は、施行規則第 46 条第 2 項の規定に基づき、おおむね 1 か月としなければならない。委員の選出についての公正性・透明性を確保する観点から、その期間は少なくとも 24 日以上とする必要がある。

推薦・応募の状況については、法第 139 条第 2 項及び施行規則第 45 条の規定に基づき、推薦・応募の書面の記載事項のうち住所を除き、インターネット等により、推薦・募集の期間の中間時点において一度公表し、当該期間の終了後は遅滞なく公表しなければならない。推薦・募集の期間の中間時点において、候補者の数が定数に達していない場合や委員の過半を漁業者・漁業従事者委員とする要件を満たしていない場合には、候補者不在の地域や団体等に働きかけを行うことが求められる。

また、施行規則第 46 条の規定に基づき、推薦・募集の期間、書類の提出方法その他推薦・募集に関し必要な事項は都道府県知事が定め、インターネット等により公表しなければならない。「推薦の求め及び募集に関し必要な事項」としては、例えば、資源管理及び漁業経営に関する学識経験や利害関係を有しないことを確認するための資料等の提出を求めることを定めることなどが考えられる。

## (4) 候補者数が定数を超えた場合又は定数に満たない場合

都道府県知事は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずることが適当である。

ここでいう「必要な措置」については、都道府県知事が自ら考案するものでよいが、例えば、

- ① あらかじめ選定基準を策定して公表すること
- ② 選定委員会を設けること
- ③ 推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴くこと
- ④ 前任の委員の意見を聴くこと

等が考えられる。

また、海区漁業調整委員会が漁業者・漁業従事者を主体とした組織であることや、地域により漁業の実態が異なることを踏まえ、例えば、漁業者・漁業従事者委員について、推薦人の数、推薦団体の活動内容や構成員の属性からみて当該団体が地域の漁業者を代表しているか、漁業調整の能力や経験等について評価し、その意見を優先的に取り扱うといった基準をあらかじめ規則等で設けることなども想定される。さらに、海区漁業調整委員会は、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員など異なる立場の委員から構成されるため、どの立場の委員を何名求めるかをあらかじめ明らかにした上で推薦又は募集をすることも考えられる。

推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数に満たなかった場合には、

- ① 推薦・募集の期間を延長すること
- ② それぞれの分野の関係者に対して積極的に働きかけること

等により定数を満たすよう努力する必要がある。このような努力を行ってもなお定数を満たすことが困難な場合には、推薦を受けた者及び募集に応募した者以外の適当と認める者の中から、都道府県知事が委員の候補者とすることも可能である。

#### (5) 委員の任命

委員の任命については、議会の同意が必要であり、都道府県知事による専決処分をすることはできない。これは、「委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う」こととされているため（法第 143 条第 3 項）、委員の任期満了により海区漁業調整委員会の事務が直ちに停滞することはなく、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないという都道府県知事が専決処分をする理由に該当しないと考えられるためである。

## 2 委員を任命する際の要件

### (1) 委員の任命

法第 138 条第 1 項の規定に基づき、委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が任命する。

なお、法第 138 条第 4 項の規定に基づき、以下の者は委員となることができない。

- ① 満 18 歳未満の者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者

### (2) 漁業者等の要件

法第 138 条第 5 項の規定に基づき、漁業に積極的に取り組んでいる漁業者の意見が委員会の運営に的確に反映されるよう、都道府県知事は、委員の任命に当たっては、漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。

漁業者又は漁業従事者の範囲については、法第 138 条第 6 項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、拡張し、又は限定することができるため、地域の実情に応じて柔軟な委員構成とすることができる。

### (3) 学識・中立委員の任命

委員会は、利害が相反する漁業調整、資源管理のために特定の漁業や操業区域等を制限する指示、漁業者だけでなく遊漁者に対する規制等に関する意見等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、漁業分野以外の者の意見を反映させることが適当である。

このため、法第 138 条第 7 項の規定に基づき都道府県知事は、委員の任命に当たっては、委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

ここでいう「委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」は、特定の資格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社

員、消費者団体関係者、教育関係者などが該当し得る。

なお、(2)の要件を満たす漁業者又は漁業従事者は、学識・中立委員ではなく、漁業者・漁業従事者委員として選任することが適当である。

#### (4) 女性・若者の積極的な登用

都道府県知事は、法第 138 条第 8 項の規定に基づき、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

このため、それぞれの委員会内における漁業者の年齢別・性別構成を踏まえた上で、女性や若者が推薦を受け、又は募集に応募するように、漁業協同組合の女性部や青年部に推薦を求めるなど、働きかけを行い、女性や若者について適切に任命することが重要である。

### 3 任命後の留意事項

漁業者等が委員の過半数を占めることとする要件や利害関係を有しない者が含まれることとする要件は、任命時に満たしていれば足り、仮に任期途中で委員が漁業者でなくなったこと等によって任期途中で要件を満たさなくなった場合に、直ちに当該委員が辞任する必要はない。

なお、委員が 1 名欠員するごとに委員を補充する必要はないが、委員の欠員が生じたことにより委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに委員を任命することが適当である。この場合には、通常の選任方法と同様に、都道府県知事が推薦・募集を行う必要がある。このため、委員が欠けている場合には、円滑な委員の補充となるよう、少なくとも 1 年以内に新たな委員を選任できるよう推薦・募集を行うなど、適切な運用が求められる。

また、欠員により、漁業者等が委員の過半数を占めることとする要件や学識経験を有する者及び利害関係を有しない者が含まれることとする要件を満たさなくなった場合については、当該要件を満たす委員を速やかに任命する必要がある。

### 4 委員の定数等

法第 138 条第 2 項に定めるとおり、委員の定数は、原則として 15 人であるが、地域の実情に応じた委員構成とすることができるよう、10 人から 20 人までの範囲内において、条例で増加又は減少することができる。

### 5 委員の任期の経過措置

今回の法改正では、各現場で混乱なく円滑に新制度に移行できるよう、改正法附則第 15 条第 1 項の規定に基づき、改正法の公布の際現に在任する委員については、令和 3 年 3 月 31 日まで任期を延長することとされている。

新制度に基づく委員の定数等に関する議案の議会への提出については、任命手続に間に合うように行う必要がある。

現任委員の身分を従前のおりとするために必要な交付金の規定、選挙委員や選任委員に関する規定（任命に関する規定を除く。）等については、改正法附則第 15 条第 2 項の規定に基づき、改正前の法を適用することとされている。

## 6 情報の公表等

海区漁場計画の策定過程、資源管理の議論等について、一層の透明性を図るため、法第 145 条第 4 項の規定に基づき議事録をインターネット等により公表しなければならない。また、当該議事録の公表については、施行規則第 47 条第 1 項の規定に基づき、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。なお、議事録の内容については、簡易な概要ではなく、委員の発言内容や議論の過程等が分かるものとするのが適当である。



## 漁業法第91条の指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年月日：〇年〇月〇日

チェック項目	該当する場合に「✓」	備考
1 「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」（法第91条第1項第1号）に該当するか		※程度の内容、改善状況等
(1) 法第90条の資源管理の状況等の報告を怠った		
(2) 団体漁業権者が組合員行使権者に行使規則の遵守について指導を行わないなど、行使規則の運用が不適切である		
(3) 漁具や養殖施設を放置している		
(4) 法令に基づく資源管理に関する協定を遵守しない又は当該協定に基づく措置の効果を損なう行為を行っている		
(5) その他		
2 「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」（法第91条第1項第2号）に該当するか		
(1) 漁業法第89条（休業取消し）に当たる		
(2) 病気やけが、漁船の修繕、自然災害、漁場の潮通しを良くする目的や輪番操業等、合理的な理由なく一定期間の操業実績がない		
(3) その他		
3 その他		
(1) 法令違反行為の態様が悪質である（第92条第1項の取消しの対象となるものは除く。）		
(2) その他		
4 総合評価	問題なし／ 指導／勧告	※理由…

※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。

※ チェックの結果、該当する「✓」の数だけで判断されるものではない。

## 漁業生産力の発展に関する計画（区画漁業権）例

### 第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

#### (1) 名称

- 〇〇漁業協同組合区画漁業権漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

#### (2) 対象となる漁業権

第〇号第一種区画漁業権、第〇号第二種区画漁業権及び第〇号第三種区画漁業権

### 第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

以下の項目を実施する。

- ※ 項目例（以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。以下同じ。）
- ・ 組合員の生産する養殖水産物の品質を均一化し、飼料コストを削減するために、共同購入した飼料による飼育を推進する。
  - ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
  - ・ 養殖コストを削減するため、組合員間での船、筏、生簀等の共同利用を推進する。
  - ・ 雇用労賃を削減するため、人手の必要な加工作業、出荷作業等の生産活動のグループ化（協業化）を推進する。
  - ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
  - ・ 組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
  - ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は行使者間で新たな法人の設立を検討する。
  - ・ 生産物の付加価値向上を図るため、組合員が共同で利用する加工施設を整備する。
  - ・ 組合員又は行使者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
  - ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
  - ・ 行使者に対して、漁業関係法令、漁業権行使規則、漁場改善計画の内容に関する規制を遵守させる。
  - ・ 漁場環境の観測を行う（赤潮のモニタリング等）。
  - ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、行使者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

### 第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

### 第4 その他

#### (1) 計画の点検

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

#### (2) 都道府県との連携

(1) の点検結果については都道府県知事に提出する。

#### (3) 関係機関との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

注：団体漁業権たる共同漁業権又は区画漁業権を複数取得している場合には、複数の漁業権をまとめて作成することができる。

# 漁業生産力の発展に関する計画（第1種から第4種共同漁業権）例

## 第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

### （1）名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

### （2）対象となる漁業権

第〇号第一種共同漁業権、第〇号第二種共同漁業権及び第〇号第三種共同漁業権

## 第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

以下の項目を実施する。

### ※ 項目例

- ・ 操業コストを削減するため、組合員又は行使者間での漁具、船等の共同利用を推進する。船底・プロペラの清掃、減速航行による燃油使用量の削減を徹底するよう指導する。
- ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
- ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
- ・ 組合員での所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は行使者間で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
- ・ 組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。
- ・ 組合員又は行使者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
- ・ 行使者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、行使者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

## 第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

## 第4 その他

### （1）点検方法

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

### （2）都道府県との連携

（1）の点検結果については、1回／年以上都道府県知事に提出する

### （3）関係機関等との連携

当該計画については、市町村、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

# 増殖及び漁業生産力の発展に関する計画（第5種共同漁業権）例

## 第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

### （1）名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

### （2）対象となる漁業権

第〇号及び第〇号第五種共同漁業権

## 第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

以下の項目を実施する。

### ※ 項目例

- ・ 毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う。
- ・ 費用対効果の高い増殖事業の実現のため、「赤字にならないアユ放流マニュアル（国立研究開発法人水産研究・教育機構編）」等のガイドラインに基づき放流を実施する。
- ・ 遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。
- ・ 漁場改善のための取組を実施する。（石倉の設置、産卵場造成、魚道の改修、カワウの追い払い等）
- ・ 漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。
- ・ 漁場の監視コスト等の削減のため、ICTを活用する。
- ・ インターネットで遊漁承認証の販売を行い、経費を削減する。
- ・ 河川の環境保全や河川を利用した地域活性化のため、地域の住民とともに新たな法人の設立を検討する。
- ・ 新規組合員を確保するため、HP等で広く募集をかける。
- ・ 遊漁者を増やすため、HPの開設、釣果情報、漁場マップの掲載、フェイスブックの活用等外部からの遊漁者に対してPRする。
- ・ 将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子供を対象につり教室等を実施し、川に親しむ機会を作る。
- ・ 行使者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、行使者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。
- ・ 以上の取組を効果的に実施するため、役員、職員等は、関連する研修会等に積極的に参加するとともに、組合員向けの研修会等を開催する。

## 第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

## 第4 その他

### （1）点検方法

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

### （2）都道府県との連携

（1）の点検結果については、1回／年以上都道府県知事に提出する

### （3）関係機関等との連携

当該計画については、市町村、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

## 沿岸漁場管理規程例

## 〇〇漁業協同組合沿岸漁場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、保全沿岸漁場に関し、沿岸漁場管理団体として〇〇県知事から指定を受けた〇〇漁業協同組合が法第 60 条第8項の規定に基づき行う保全活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。※ 海区漁場計画に定めた保全沿岸漁場とリンク  
(水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標)

第2条 沿岸漁場管理団体は、赤潮に関する調査を実施して養殖場の環境を保全するものとする。

(保全活動を実施する区域、期間及び内容)

第3条 保全活動を実施する区域、期間及び内容等は、次の表のとおりとする。

保全活動	区域	期間	内容
赤潮のモニタリング活動	公示番号〇第〇号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年〇月から〇月	養殖漁場の海洋環境の状況等を把握するため、赤潮プランクトンの組成及び分布等に関する分析等を行う。

(沿岸漁場管理団体の遵守事項)

第4条 保全活動の実施に関し沿岸漁場管理団体（〇〇漁協）が遵守すべき事項は次に掲げるものとする。

- 一 漁業又は労働に関する法令に違反しないこと。
- 二 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）に関与する者を参加させないこと。
- 三 赤潮のモニタリング活動により、赤潮の発生が疑われる場合は、速やかに〇〇県水産研究所に通報すること。

(漁業者等の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項)

第5条 赤潮プランクトンの組成及び分布の分析に当たり、漁業者は分析に必要な海水を採取し、漁業協同組合の職員は分析機関へのサンプルの運搬、提供等を行うものとする。

(保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度)

第6条 保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度は、次の表のとおりとする。

保全活動	利益を受ける者の範囲	利益の内容及び程度

赤潮のモニタリング活動	公示番号〇第〇号に定める保全沿岸漁場において養殖業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤潮の事前の発生予測や早期の発見によって、早期に生簀の移動等の対策を行うことができ、当該区域に敷設する生簀内で養殖する〇〇について、赤潮が発生した場合の被害を軽減することができる。</li> <li>赤潮が発生した場合の〇〇の斃死を防ぐことができると見込まれる。</li> </ul>
-------------	-------------------------------	---

(保全活動に要する費用の見込みに関する事項)

第7条 保全活動に要する費用の見込み、保全活動の実施により利益を受けることが見込まれる者であって組合員以外の者（以下「受益者」という。）から徴収する費用の額及び算定の根拠並びに用途は次の表のとおりとする。

保全活動	左に要する費用の見込み	用途 (費用の内訳)	負担金額	算定根拠	備考
赤潮のモニタリング活動	年間約〇〇万円	A 採水に係る経費 年間〇〇円 B 分析に係る人件費 年間〇〇円 C その他の経費 年間〇〇円	受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円	養殖に使用する生簀の面積を考慮し、受益者の負担金額は全体の2割とする。	均等割

(保全活動に要する費用の収納及び管理の方法に関する事項)

第8条 保全活動に要する費用の収納及び管理の方法は次に掲げるとおりとする。

- 一 受益者は、毎年3月末までに組合の指定する銀行口座に保全活動に要する費用のうち負担金額の全額を振り込むものとする。
- 二 保全活動の収入と費用がわかるよう出納帳を整備するとともに、組合員及び受益者が閲覧可能な状態で保存するものとする。

(保全活動の円滑な実施を確保するための措置)

第9条 受益者が合理的な理由なく保全活動に協力せず、2回協力を求めたにもかかわらず協力が得られないときは、〇〇漁業協同組合は、漁業法第113条の規定に基づき、知事に対して当該協力を得るためのあっせんを求めるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(備考) 規約で定めることができるのは、この規程の実施規定だけであり、規程で定めるべき内容を定めることや規定の内容の上乗せ措置を定めることはできない。

○ 第2条（水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標）のその他の例

- ・ 漂着物等による漁場の効用の低下を防止する。
- ・ 耕うん等を実施して干潟を保全する。
- ・ 有用な水産動物の放流を行い、当該資源の増殖を図る。
- ・ 監視活動を行い、漁業関係法令に違反する密漁行為を抑止する。

○ 第3条（保全活動を実施する区域、期間及び内容）のその他の例

保全活動	区域	期間	内容
漂流物及び漂着物の除去活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	周年	○○漁業等の操業に当たって、漁具の破損等を防ぐため、漂流物及び漂着物の除去活動を行う。
干潟の保全活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年○月から○月まで	干潟に生息する水産動植物の増殖のため、土嚢等の設置による砂の移動防止、耕うんによる底質環境の改善等を行う。
種苗放流活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年○月頃	有用水産資源の増大を図るため、マダイ等の種苗放流を行う。
密漁監視活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎月1回程度	密漁行為の抑止のため、陸上班及び自警船による漁場利用の状況等の監視を行う。

○ 第4条（沿岸漁場管理団体の遵守事項）のその他の例

- ・ 受益者が行う漁業活動が保全活動に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、沿岸漁場管理団体に報告すること。

○ 第5条（漁業者等の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項）のその他の例

- ・ 漂流物及び漂着物の除去に当たり、漁業者及び漁業協同組合の職員は、行政、農業協同組合、NPO法人等と協力しつつ活動するとともに、漁業協同組合の職員は、当該活動に関わる事務等を行う。
- ・ 干潟の耕うん及び土嚢袋の敷設に当たり、漁業者及び漁業協同組合の職員は、市町村、NPO法人等と協力しつつ活動するとともに、漁業協同組合の職員は、当該活動に必要な物品の購入及び賃借に係る事務等を行う。



- ・ 種苗放流活動に当たり、栽培漁業公社等と協力しつつ、漁業協同組合の職員はマダイ、ヒラメ及びガザミの種苗購入に係る事務等を行い、漁業者は適切なサイズの種苗を放流するものとする。
- ・ 密漁監視活動に当たり、地元の警察署、海上保安部局等と連携して密漁を抑止するため、漁業者は主に洋上において、漁業協同組合の職員は主に陸上において監視活動を行うものとする。

○ 第6条（保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度）のその他の例

保全活動	利益を受ける者の範囲	利益の内容及び程度
漂流物及び漂着物の除去活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漂流物及び漂着物の除去によって漁具、漁船等の破損や航路の閉塞を防ぐことができる。</li> <li>・ 漂流物及び漂着物の影響を受けずに効率的な操業が見込まれる。</li> </ul>
干潟の保全活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 干潟の底質の改善や砂の移動を防止して水産動物の生育環境を整備し、水産動物の生育を促すことができる。</li> <li>・ 漁獲量（収穫量）の維持・増大が見込まれる。</li> </ul>
種苗放流活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁船漁業等を営む者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁獲対象となる水産資源が増加することにより漁獲量の維持・増大が見込まれる。</li> </ul>
密漁監視活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視活動により水産動植物の密漁を抑止し、養殖施設（漁船等の生産設備）の破損、養殖魚類の散逸等を防ぐことができる。</li> <li>・ 水産資源の維持・増大及び持続的な漁業生産活動が見込まれる。</li> </ul>

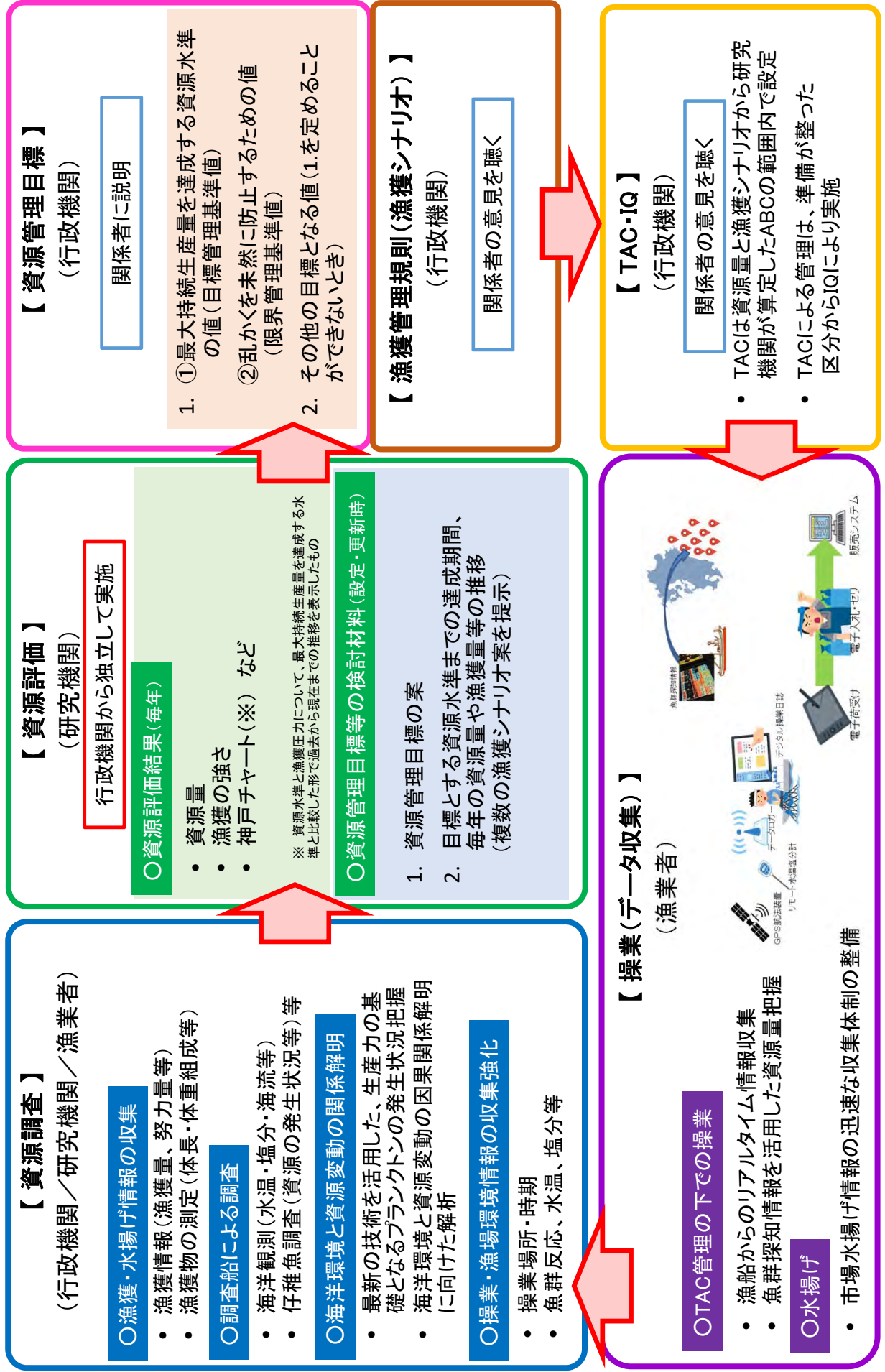
○ 第7条（保全活動に要する費用の見込みに関する事項）のその他の例

保全活動	左に要する費用の見込み	用途（費用の内訳）	負担金額	算定根拠	備考
漂流物及び漂着物の除去活動	年間約〇〇万円	A 除去活動に係る経費 年間〇〇円 ・ ○人 × 20日	受益者一経営体当たり 年間〇〇円	当該漁場を利用している人数を考慮し、受益者	均等割

		<p>×〇〇円</p> <p>B 機器等に係る経費 年間〇〇円 ・機器等費用〇〇円</p> <p>C 処分に要する経費 年間〇〇円</p> <p>D その他の経費 年間〇〇円 ・通信費〇〇円、旅費〇〇円</p>	<p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p>	<p>の負担金額は全体の3割とする。</p>	
干潟の保全活動	年間約〇〇万円	<p>A 保全活動に係る人件費 年間〇〇円 ・〇人×30日×〇〇円</p> <p>B 機器等に係る経費 年間〇〇円 ・機器等費用〇〇円</p> <p>C 資材に要する経費 年間〇〇円</p> <p>D その他の経費 年間〇〇円 ・謝金〇〇円</p>	<p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p>	<p>当該漁場における利用者数でそれぞれの負担金額を均等割する。</p>	均等割
種苗放流活動	年間約〇〇万円	<p>A 種苗購入（生産）に係る経費 年間〇〇円</p> <p>B 中間育成及び</p>	<p>受益者一経営体当たり 年間〇〇円</p> <p>受益者一経営</p>	<p>養殖に使用する生簀の面積及び当該漁場を利用する人数</p>	均等割

		放流に係る経費 年間〇〇円  C その他の経費 年間〇〇円 ・運搬費〇〇円 (〇人 × 10 日 × 〇〇円) ・通信費〇〇円	体当たり 年間〇〇円  受益者一経営 体当たり 年間〇〇円	を考慮し、受益者の負担金額は全体の3割とする。	
密漁監視活動	年間約〇〇万円	A 監視活動に係る経費 年間〇〇円 ・ 〇人 × 200 日 × 〇〇円  B 用船料 年間〇〇円  C 機器等に係る経費 年間〇〇円 ・ 機器等費用〇〇円  D その他の経費 年間〇〇円 ・ 通信費〇〇円	受益者一経営 体当たり 年間〇〇円  受益者一経営 体当たり 年間〇〇円  受益者一経営 体当たり 年間〇〇円  受益者一経営 体当たり 年間〇〇円	水揚げ金額を考慮し、受益者の負担金額は全体の3割とする。	実績割

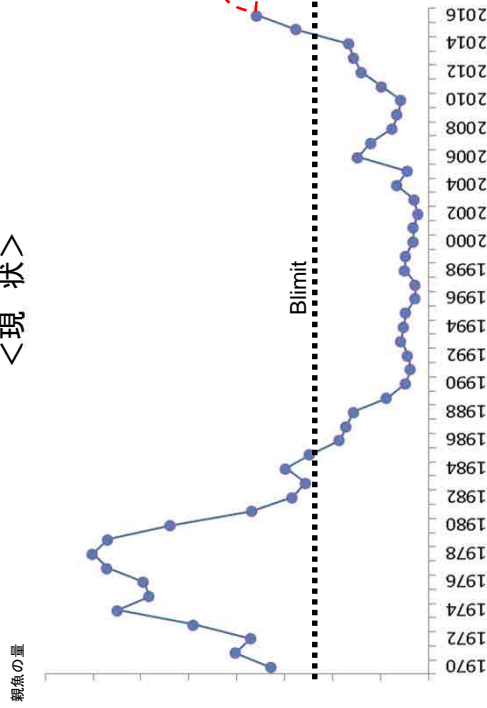
# 資源管理の流れ (特定水産資源の場合)



## 資源管理目標の設定

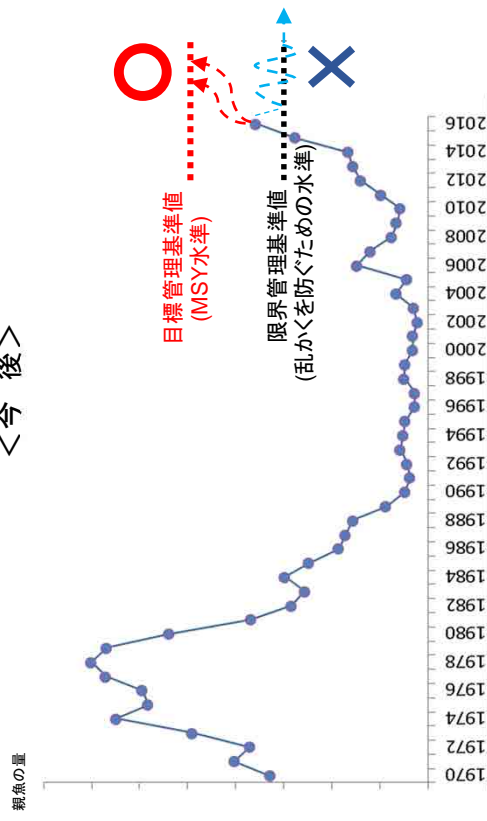
- 従来、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量 (Blimit) への維持・回復を目指した管理を実施してきたが、目標を上回った場合の漁獲量をどこに設定するかが示されなかった。
- 改正漁業法では、持続的な水産資源の利用を確保していくため、大臣の定める資源管理基本方針において、
  - ① 目標管理基準値：最大持続生産量を達成する資源水準の値
  - ② 限界管理基準値：乱かくを未然に防止するための資源水準の値(これを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めることとする)
 を設定し、これらを基に管理を実施。
- 上記①②の値を定めることができないときは、資源水準を推定した上で、維持・回復させるべき目標となる資源水準の値を設定。

< 現 状 >



- 基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。
- 一時的な水温上昇等の環境要因等により資源量が危険水準まで低下するといった脆弱性を有していた。

< 今 後 >

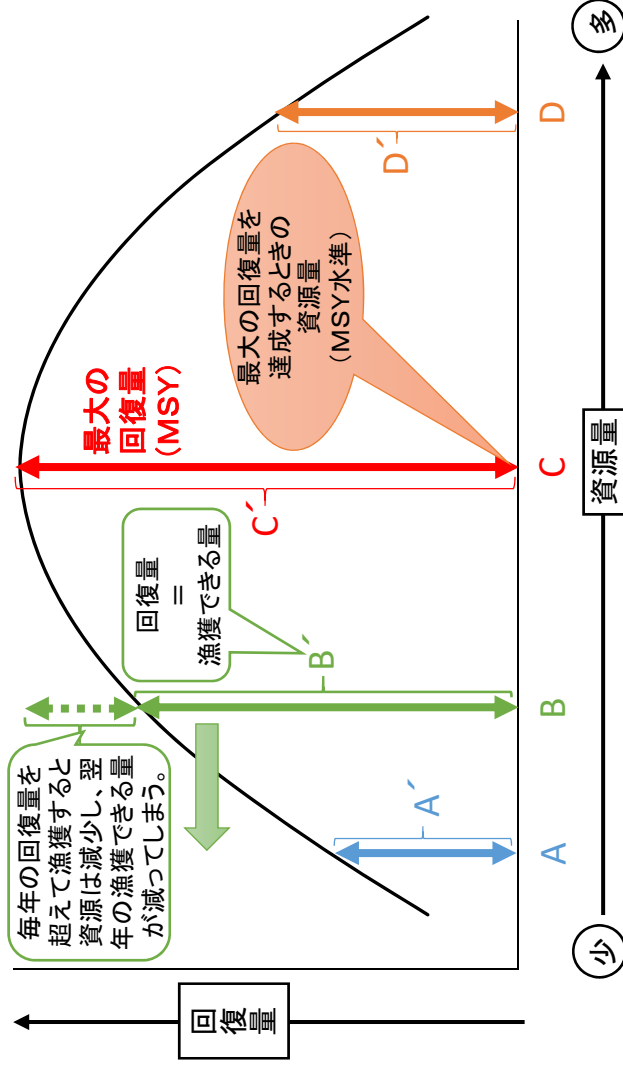


- 資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。
- これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の最大限の有効活用が促進。
- 長期的な漁獲量の予見可能性が高まり、漁業者の長期的経営計画の策定が可能となる。

## 最大持続生産量 (MSY : Maximum Sustainable Yield) について

- 水産資源は、漁獲により資源が減少しても自然の回復力が働いて増加する。その増加量(回復量)と同じ量だけ漁獲すれば、資源量は増えもせず減りもせず、その水準で維持される。
- 回復量は資源量の増大に伴い増えるが、資源量がある程度以上になると逆に減る(餌の競合等により成長や生存率が低下するため)。
- 回復量が最大になる資源量で、その回復量分を漁獲すれば、「最大の漁獲」が続けられる、というのがMSY理論。
- 現実には、仔稚魚の生存率や成長速度は海洋環境の変化に大きく影響を受けるため、MSYの正確な推定は困難であった。近年、新たな統計手法やコンピュータ技術の発展により、様々な影響を考慮した推定ができるようになり、欧米では実際の管理に適用し、大きな効果を発揮。

【資源量と回復量の関係】



- 資源量がBのときの回復量はB'。B'で漁獲を続けられれば資源量はBで維持される。B'以上に漁獲すると資源量は減少し、例えばAまで減少すれば回復力はA'に。逆に資源量がある程度以上多くても回復量は少ない。(DとD')
- 資源量がCのとき、最も回復量が大きくなり、この量(C')をMSYという。

# 資源評価から資源管理までの流れ (優先的に検討する資源の例 (※))

## 資源管理目標案等の公表

水産庁から、水研機構が取りまとめた、

- ① 資源管理目標(目標管理基準値及び限界管理基準値)の案と、
- ② 検討のたたき台となる複数の漁獲シナリオ等を公表。

## 周知期間(公表後1か月を目的)

取りまとめ結果について、要望に応じ、説明。

## 資源管理方針に関する検討会 (複数回開催)

- 1 資源の現状と資源管理目標案
  - 水研機構から、取りまとめ結果を説明。
- 2 漁獲シナリオ案
  - 水研機構から、提示した複数の漁獲シナリオを説明。
  - 各案の得失(※)を検討。漁獲シナリオの追加が必要となれば、研究機関に計算を依頼。

会場の場以外にも、水産庁及び水研機構から要望に応じ説明、意見交換を実施。

----- 【 第2回会合以降 】 -----

- 水産庁から、数量管理の実施方法や採用した漁獲シナリオを実施する場合の漁業経営への影響に応じた緩和策等について提示。
- 3 資源管理の手法
  - 現在TACが設定されていない資源について、資源管理目標を達成する手法を議論。

資源管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解が得られた場合

(左下から)

資源管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解が得られた場合

## 資源管理基本方針の制定

資源管理目標や漁獲シナリオ等を資源管理基本方針に盛り込み、水産政策審議会への諮問・答申を経て決定。

## 管理開始

特定水産資源の場合、TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定。

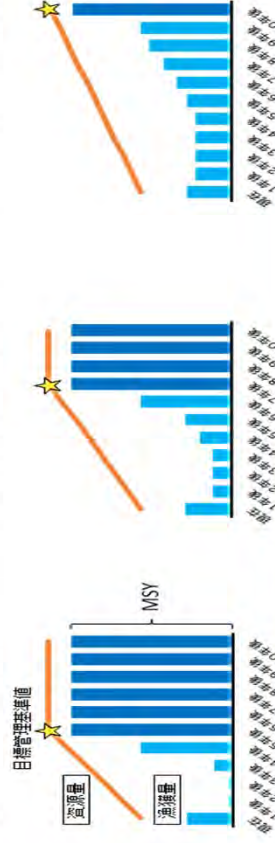
## ※ 漁獲シナリオ(漁獲管理規則)について(イメージ)

- 目標達成までの年数や確率、乱かに陥らない確率などをどうするかにより、複数のシナリオがある。
- どのシナリオを選ぶかにより、毎年の漁獲可能量やその累計が変化。

【 漁獲シナリオ1(5年で回復) 】

【 漁獲シナリオ2(7年で回復) 】

【 漁獲シナリオ3(10年で回復) 】



※ スケトウダラ(日本海北部系群、太平洋系群)  
ホッケ(道北系群)、マサバ(太平洋系群、対馬暖流系群)  
ゴマサバ(太平洋系群、東シナ海系群)

# 沿岸漁場の利用状況調査について（平成30年度実施）

## 事業目的

- 活性化の可能性がある漁場等の実態を把握の上、十分に利用されていない原因、有効利用の可能性等について情報を整理・分析
- 漁場の利用に向けた方策等を整理

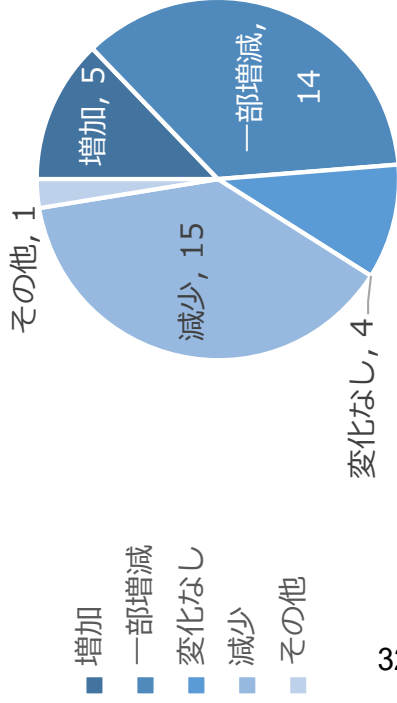
## 事業概要

- ◆ **全国未利用漁場調査**
  - 漁場環境の変化、漁業就業者の減少等により、養殖漁場として利用度が低下している等の情報を収集・整理するための調査
  - 39沿海都道府県に対するアンケート調査により実施
  - アンケート調査の補足としての県下の状況をヒアリング調査
- ◆ **未利用漁場原因分析調査**
  - 漁場環境、生産条件、漁場の利用状況、漁場利用の変遷、新規参入への阻害要因等についての地元漁協、漁業者等に対するヒアリング調査（5都道府県、23地区区で実施）
  - 漁場が十分に利用されていない原因、企業等による新規参入に必要な要件や阻害要因、当該漁場の活性化の可能性等の分析



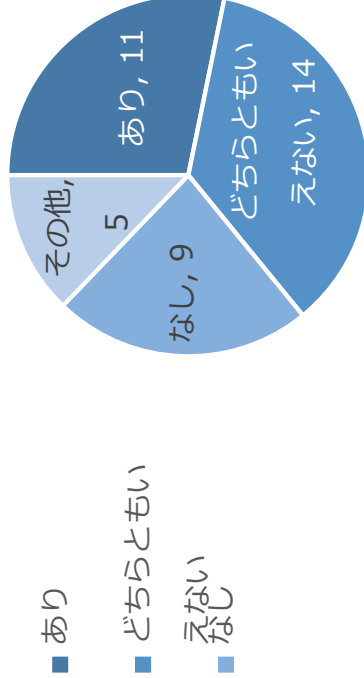
# 全国未利用漁場調査の結果概要（主なアンケート結果）

○ 区画漁業権漁場の行使状況は、30年前（平成元年頃）と比較してどのような状況と認識しているか。

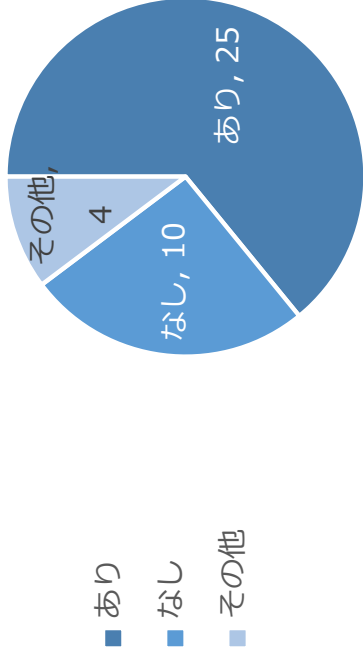


32

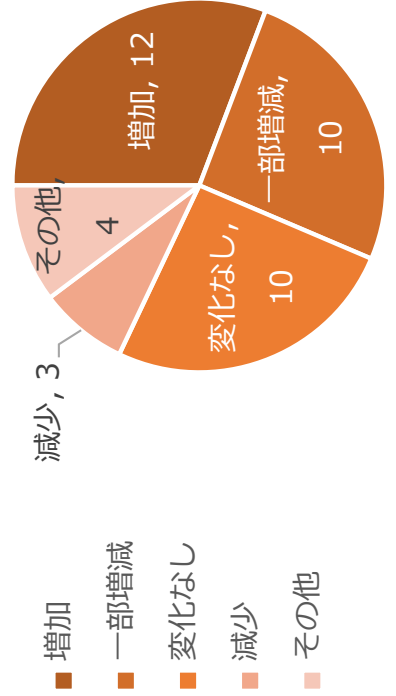
○ 区画漁業権の新たな設定でさらなる活用が見込める水域が存在すると認識しているか。



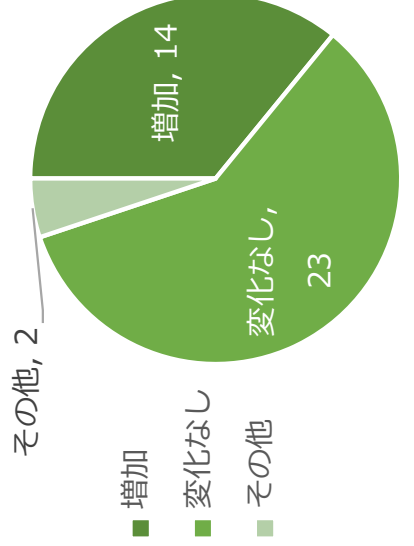
○ 新たな区画漁業権漁場の設定に対するニーズがあるか。



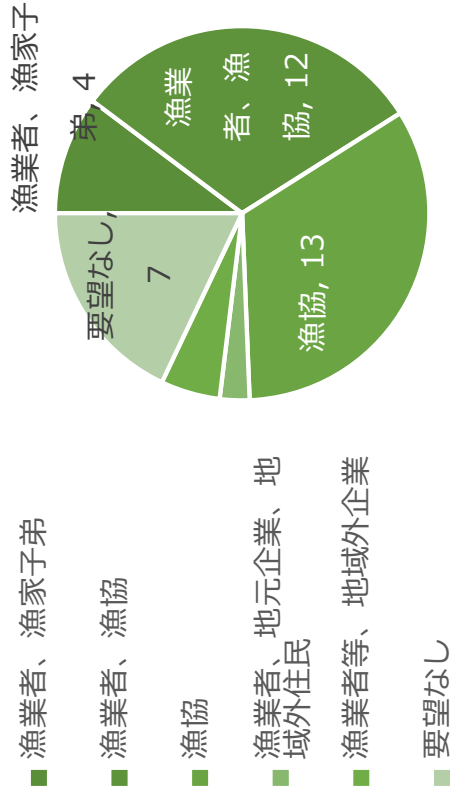
○ 区画漁業権漁場の行使状況は、今後どのように変化すると想定しているか。



○ 区画漁業権漁場への新規参入ニーズは最近10年間でどのように変化してきたか。



○ 最近10年間で区画漁業権漁場への新規参入の要望をあげた主体の属性。



# 全国未利用漁場調査の結果概要（県下の状況のヒアリング調査）

<b>区画漁業権の設定・行使状況の減少要因</b>	<b>新たな区画漁業権の設定・新規参入のニーズの状況</b>	<b>区画漁業権が新たに設定できる水域の有無とその状況</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>減少要因</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者の高齢化</li> <li>・ 海洋環境の悪化</li> <li>・ 魚価の低迷</li> <li>・ 餌料の不足</li> <li>・ 貝毒や魚病の発生</li> <li>・ 震災の影響</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>新たな区画漁業権の設定等について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内外の漁業以外の企業による、サーモン養殖、クロマグロ養殖等へ参入による漁場の新設や漁場拡大</li> <li>・ 地域漁業者等による需要の増大した品種の漁場の新設や漁場拡大</li> <li>・ 漁船漁業者の多角的経営のための藻類養殖への参入（漁船漁業の閑散期における養殖業との兼業、漁船漁業の操業日数を減らし養殖業に着業）</li> <li>・ 漁船漁業者の高齢化や経営不振による藻類養殖等への転換</li> <li>・ 地域の漁業者等の子弟等による参入</li> <li>・ 試験研究の成果を踏まえた新品種の導入</li> <li>・ 現行漁業者の養殖面積拡大</li> <li>・ 魚種の転換</li> </ul> </li> <li>○ <b>新規参入のニーズがあるものの区画漁業権の設定までに至らないケースについて</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貝類・藻類養殖面積の拡大のニーズがあるものの、航路や他の漁業との調整が必要なケース</li> <li>・ 漁場を拡大し、増産したい意向はあるが、人手不足のため困難なケース</li> <li>・ 現在、新品種等について試験研究中であり、その結果がよければ養殖を行いたいというニーズ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>新たに設定できる水域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かつて養殖場として利用され業者の撤退などにより現在利用されていない漁場</li> <li>・ 小規模で限られた湾や港湾等の一部地区で新たに設定可能な漁場</li> <li>・ 航路等との調整がつけば設定可能な漁場</li> </ul> </li> <li>○ <b>新たに設定できる水域がない回答の理由</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者の撤退後も既存の漁業者の利用などにより満度に利用されている漁場（養殖の条件の良い漁場）</li> <li>・ 漁業者数は減少したものの、かつての過密状態が解消され適切な利用状態となっている漁場</li> <li>・ 業者の撤退により利用されていないものの、養殖の条件が悪くニーズのない漁場</li> </ul> </li> </ul>

# 未利用漁場原因分析調査の結果概要

漁場の利用度低下等の原因分析	新規参入の阻害要因について	漁場の有効活用に向けた方策について
<p>ア. 漁場の利用度低下等の状態への移行は、過去に一定期間養殖利用を行っていた業者の撤退や廃業がきっかけ</p> <p>イ. 撤退や廃業が起こった要因としては、</p> <p>①「自然的地理的条件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 海洋環境の変化</li> <li>- 赤潮の発生、貧栄養化、塩分濃度の急激な低下等</li> <li>- 自然災害による経済的被害</li> <li>- 台風、季節風、赤潮、疾病等の自然災害による経済的な直接被害による廃業・撤退</li> <li>- 資源変動（による生産コスト増加）</li> <li>- 資源変動による種苗・工サ確保の不安定性</li> </ul> <p>②「社会的経済的条件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- マーケット環境変化</li> <li>- 景気の悪化等に伴う需要の減退や販売不振等を背景とする単価の下落、また産地間競争の激化等に端を発する販路の縮小</li> <li>- 生産コスト増加</li> <li>- 燃油・餌飼料の高騰や、離島地域で確認された流通の不利条件である高い運送コスト</li> <li>- 過剰な養殖生産</li> <li>- 漁場の過剰利用</li> </ul>	<p>ア. 利用度低下もしくは未利用となったきっかけの継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の利用度低下等の原因の慢性的な継続</li> </ul> <p>イ. 経営余力のある経営体や担い手の確保が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化の進行や人口減少等による担い手不足の状態による新規参入や規模拡大の困難性</li> </ul> <p>ウ. 漁場利用調整の困難性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁船漁業やレジャー関係者などの他の利用者との漁場利用や、地元周辺住民との調整</li> </ul> <p>エ. 外部からの新規参入者の短期間での撤退や廃業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に新規参入者を受け入れたものの短期間での撤退や撤退時の不適切な対応等（業者が撤退し、養殖施設を放置等）の経験</li> </ul> <p>オ. 漁場の有効活用及び適正利用に必要な制約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場環境保全や過剰利用の抑制に資するルール（国の指示によるクロマグロ養殖の生け簀の規模拡大に対する制限等）</li> </ul> <p>カ. 区画漁業権の管理主体の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者免許の場合の廃業時の行使者を漁協内で調整をする機能の欠如</li> </ul>	<p>ア. 赤潮発生原因の究明及び新技術の開発・導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赤潮発生原因の究明及び対応策</li> <li>・ 耐波耐潮性の養殖施設の開発及び導入</li> <li>・ 新魚種養殖の研究開発・導入及び支援</li> <li>・ 人工種苗生産技術の確立と導入及び種苗調達ネットワークの構築</li> </ul> <p>イ. 改正漁業法における区画漁業権免許の手続の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県による海区漁場計画の作成及び区画漁業権の免許手続</li> <li>・ 利用度低下及び未利用漁場の情報発信及び行使者の選出</li> <li>・ 海区漁業調整委員会による漁場の適切な利用調整</li> </ul> <p>ウ. 経営上の課題解決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出等新たな市場開拓</li> <li>・ 消費者需要に対応した新魚種養殖</li> <li>・ 安価で良質な餌飼料の確保や運送コストの低減</li> </ul> <p>エ. インフラ/生産関連施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮き防波堤等の整備による静穏域の創出</li> <li>・ 老朽化した冷凍冷蔵庫等、生産関連施設の再整備や新規整備の推進</li> </ul>